

| | | | | |
|------------------------|----------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| | 新潟市教育委員会 平成20年 8月 定例会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成20年 8月27日(水) 午後2時00分 | | | |
| 場 所 | 市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室 | | | |
| 出席委員 (6名) | 山 田 委員長 | 欠席委員 | | |
| | 佐 藤 委 員 | | | |
| | 小 池 委 員 | | | |
| | 田 中 委 員 | | | |
| | 高 山 委 員 | | | |
| | 佐 藤 教育長 | | | |
| 会議に出席 した職員 (19名) | 職・氏 名 | | 職・氏 名 | |
| | 教 育 次 長 | 市 橋 浩 | 保 健 給 食 課 長 | 和 田 圭 央 |
| | 教 育 次 長 | 長 谷 川 裕 一 | 生 涯 学 習 課 長 | 玉 木 一 彦 |
| | 教 育 次 長 | 田 中 純 夫 | 教 職 員 課 長 | 逢 坂 健 太 郎 |
| | 教 育 政 策 監 | 手 島 勇 平 | 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長 | 津 野 敏 江 |
| | 学 校 支 援 課 長 | 中 山 真 | 中 央 図 書 館 長 | 八 木 秀 夫 |
| | 生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長 | 近 藤 敬 | 地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長 | 梅 津 玲 子 |
| | 教 育 総 務 課 長 | 川 瀬 正 之 | 中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長 | 渡 辺 光 代 |
| | 学 務 課 長 | 朝 妻 厚 雄 | 教 育 総 務 課 長 補 佐 | 和 田 明 彦 |
| | 施 設 課 長 | 神 田 健 一 | 教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長 | 岩 本 正 雄 |
| | | | 教 育 総 務 課 主 査 | 杉 本 浩 |
| その他の 出席者 (名) | | | | |
| | | | | |

| | | |
|--------------|--------|------------------------------------|
| 開会 | 時 刻 | 午後 2時00分 |
| | 宣 言 者 | 委員長 |
| 選挙 | 議案番号 | 件 名 |
| | | |
| | | |
| 付議事件 (1件) | 議案番号 | 件 名 |
| | 議案第18号 | 職員の人事措置について |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 報告 (5件) | 記 号 | 件 名 |
| | | 採用試験・管理職登用試験に関する調査及び職員採用選考検査について |
| | | 教育フォーラムについて |
| | | 平成20年度 新潟市奨学生等の選考結果について |
| | | 平成19年度不登校児童生徒の状況について |
| | | 新潟市立図書館条例施行規則改正に伴うパブリックコメントの実施について |
| | | |
| | | |
| その他 (件) | 記 号 | 件 名 |
| | | |

第1 開会宣言

○委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 佐藤委員，小池委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 第2の付議事件になります。付議事件は人事案件ですので，会議が終了後，行いたいと思います。

第4 報告

○委員長 採用試験・管理職登用試験に関する調査及び職員採用選考検査についてお願いします。

○教育総務課長 それでは採用試験・管理職登用試験に関する調査についてご報告申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

平成19年度，平成20年度の教職員採用試験・管理職登用試験に関する面接調査及び郵送調査の結果についてご報告いたします。新潟市は，平成19年度から教職員の採用試験及び管理職の登用試験を実施し，今年度で2回目になります。採用及び登用試験の事務につきましては，公正な事務処理を心がけておりますが，大分県教育委員会の事件の発生を受け，改めて事務処理が公正に行われていることを確認するために，今回の調査を実施いたしました。

また，後ほど教職員課長より試験の公正度と透明度を高めるための改善方法の報告がございます。

調査対象者は平成19年度，平成20年度の採用試験・登用試験において，採点，実技，面接及び試験に関する事務処理に携わった教育長をはじめとする事務局職員69名でございます。7月29日火曜日から31日木曜日にかけて，人事課職員，人事委員会事務局職員，教育委員会教育総務課職員により調査対象者64名に面接調査を実施いたしました。平成20年4月の異動により市の職員でなくなった調査対象者5名につきましては，調書を郵送することにより調査を実施し，8月4日月曜日までに回答を得ました。事後，調書には調査対象者から内容確認のうえ，署名捺印をしております。

質問内容は有力者からの口利き等の何らかの依頼の有無の確

認、便宜の提供等の何らかの働きかけの有無の確認、試験結果の改ざんや事前通知の実行の有無の確認、その他の違法、不当行為の実行の有無の確認、また、それらのことを誰かがしていたかということを知ったことがありますかというものです。その結果、調査対象者全員からそのような事実はないとの答えでございました。また、質問事項の最後に調査対象者に新潟市のコンプライアンス条例の忠実な履行の確認を行っておりますが、全員から条例の遵守の再確認がなされました。

これで調査結果の報告を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

教職員課の方も続いてですか。一旦そこで切りましょうか。では、調査について、それのみでご質問、ご意見等ございますか。

○高山委員

県も同じような調査を行っています。毎年二、三十人の人から口ききとは言わないまでも、いわゆる事前通知など、毎年それぐらいの人がいたという結果です。今回、初めて新潟でやって、そういうことは全くなかったということと理解していいわけですね。

例えば灰色がかったといたしますか、そういうものも一切ないのですか。

○教育総務課長

ございませんでした。

○委員長

ちょうど政令市になって新潟市が独自に採用することになったわけですが、その際の大分の件は教員、学校にとってはショックなできごとだろうと思いますが、他県を鑑みて、一層きちんとした採用試験ができるということになるかと思うのですが、是非調査結果を生かしていきたいと思います。ご苦労様でした。

それでは続いて教職員課長です。

○教職員課長

お手元の資料、新潟市の「教員採用選考検査」に沿って説明いたします。

まず、今年度実施いたしました、教員採用選考検査についてであります。1次選考が7月5、6日、2次選考が8月20日から22日までの3日間に渡って宮浦中学校を会場として実施いたしました。募集人数1次の合格者数はこの表のとおりでございますが、2次受験者の段階で辞退者が生まれて、実際の2次受験者数は小学校が69名、中学校が41名、養護教員が16名、合計126名の受験者がありました。

(2) 選考検査の内容につきましては、第1次検査は筆記検

査，中学校の（ ）の中にあります教科につきましては，実技検査，適性検査などというところでございます。2次検査は面接，集団活動，この集団活動につきましては，新潟市の独自のもの
でございます。小学校・養護教員につきましては実技検査を行いました。

全部で6室の面接室があるのですが，その面接室の面接官を
昨年は民間からお一人ずつ入っていただいたのですが，今年度はより透明度を高めるという観点から，各部屋お二人ずつの民間の方から面接官として入っていただきました。

（3）の合否判定についてであります，筆記検査は，受験者の氏名・受験番号を隠し，一つの答案を3人以上の採点者が採点しております。今年度は県庁の講堂を4日間借り切りまして，県と共同で採点を行いました。採点結果につきましては，2人ペアを作り，二組ずつの検査官が点数をチェックしながら，得点の入力作業を行っております。そして採点基準・評価基準に基づき，選考委員会で1件ごとに審査し合否の判定をしています。

（4）合否の通知についてでございますが，昨年度は不合格者に対して合否結果のほか，再チャレンジの場合にどの検査項目で努力が必要かを通知しました。今年度はさらに今，お手元に回していただきますけれども，項目ごとの不合格者中における本人の位置，上位・中位・下位についても通知しました。例えば，あなたは実技検査の点数が足りませんでしたと。そこに実技検査に丸がつきまして，不合格者の中で上位でした，下位でしたというところまで伝えてあげたということでございます。

（5）問題及び回答の公表につきましては，問題は持ち帰り可，また，問題及び解答を市の市政情報室にて9月から公開する予定でございます。

関係文書の保存期間はそこにあるとおり，3年といたしました。

2番の，今回の事件，文部科学省の調査などを踏まえて，より透明化を図るために取った改善策でございます。

1点目は，これは県の方も新聞報道がありましたけれども，選考基準・配点の公表について，来年度から公表したいと考えております。現在，県と検討中です。

二つ目は，1次選考時の一般教養問題については外部委託を考えております。来年度から外部委託の方向で準備をしております。

ます。

三つ目でございますが、採点結果の入力・集計の途中の改ざん防止を図るため、今年度から採点直後の得点データを教職員課と教育次長複数で保管しています。最後の段階で一覧表の点数と元データを照合することによって、改ざんを防ぐことが可能かと思えます。この作業を一般行政職の職員（教職員課の課長補佐及び給与係長）が、最終判定の際の成績集計一覧表と先ほどの得点データを照合いたしております。

コンプライアンス条例のさらなる徹底につきましては、先ほど教育総務課長が話したとおりでございます。

最後になりますけれども、8月22日の朝刊に、県は最終案を教育委員が点検するという記事がありました。ここには書かれておりませんが、市としましても今年の内定者決定の際に教育委員の方に入ってください、確認をお願いしたいと考えております。

また、来年度の選考検査につきましては、これに加えまして選考の基準等を検討する段階から教育委員の方からご協力をいただきたいと考えているところです。具体的にいつ、どのような形でご出席いただくかは、今後検討してまいります。

○委員長

改善していく点についても、併せてお話があったかと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤委員

今年受験者の中で新卒と新卒以外の受験者はどのようなになっていますか。

○教職員課長

今、手元に資料がございませんので、後ほどご報告をさせていただきます。

○委員長

ほかにございませんか。

○高山委員

一番最後のその他のところをもう一度説明していただけますか。教育委員の皆さんはどのようなかわりをもつことになりますか。

○教職員課長

県の方は最終案を取り組んで点検するという報道でした。新潟市としましても、今年度の内定者決定の際に、教育委員の方に入ってください確認をお願いしたいと考えています。

来年度につきましては、最後の段階だけではなくて、選考が始まる選考基準を検討する段階から、是非ご協力をいただきたいと思います。

○教育長

県の方で今すぐ、配点の基準のあり方について、恐らくこのように議論はしてもらっていないと思います。今までの基準に当てはめて、最終的にこういう結果になりました、よろしいで

すかという確認をしてもらっているようなことを考えるのです。

前に政令市と教育委員長が集まったときに、文部科学省の方から、今回の問題が起こる経緯について教育委員として、採用試験制度はこれでいいのかというところまで責任持って確認していただきたいということがあったのです。そうすると5ページに選考基準・配点という部分で面接だとか、ペーパーテストとありますが、その部分に、今ですと論文と面接にウエイトをかけいく配当で決めているわけですが、それでいいのかという部分を一からご議論いただいて、配点の基準を決めてもらって、責任持って決めていただいて、それに当てはめますと最終合格者はこうなりますという作業を経ていただきたいと思いません。

○委員長

最終段階で確認してくださいと、こういう基準でこうなりますと示されても、そのようなものは全く確認でしかないわけで、今、委員がおっしゃったような形で、配点基準についてどう考えるのかと。面接はどうだ、全体のバランスはどうだとか、実技はできていないのではないかとか、こういうことについて教育委員が持っている意見を生かしていただくという場があれば、私は本当のかかわりだろうと思えますが、新聞に出ていたようなかかわりというものは確認してもらおうと、何を確認しているのだろうと思うのですが、私は見ていたのですが、その辺を次年度、また一段と工夫していただければありがたいと思いません。

他にございませんか。

○高山委員

今年度から民間の人事担当者の面接官を12人に倍増したとあります。この意味は透明度を高めるということでありましたけれども、実際にやった結果、どんな感じでしたか。

○教職員課長

つい先日終わったばかりですので、今日、実際に12名の方たちにメールをしまして、忌憚のないご意見をお聞かせくださいということで投げかけたところです。ただ、これはあくまでも感触ですけれども、民間の方にお送りするとき、昨年やった方が6名いるのです。今年新しい方が6名いるのですが、昨年度からやって2度目の方たちには昨年度と比べていかがでしたかという質問をしたときには、やはり2人にした方がいいですよという人がいました。2度目だけれども、やはり皆さん一生懸命で、その熱意に心を動かされた、評価は難しいという方もいました。感想でしたけれども、いろいろなご意見を承っています。

| | |
|---------|--|
| | す。 |
| ○高山委員 | 実際に意見がまとまりましたら、ご紹介したいと思います。 特にどういう専門性を持った方ということでもないわけですね。 |
| ○教職員課長 | はい。 |
| ○高山委員 | 2次検査の、新潟市の独自のものだとおっしゃった集団活動について説明していただけますか。 |
| ○教職員課長 | 2次選考の受験者が7人から8人の小グループに分かれまして、あるテーマをこちらの方で与えまして、そのテーマに基づいた活動を行うということです。昨年度、今年とワークショップ形式で作業をおこなっています。あるテーマを決めまして、「このケースであなたはどのような指導をしますか」というテーマを与えます。そしてその8人の中で役割分担を決めて、そして個々で考える場面、全体で協議をする場面、意見を交わす場面、振り返る場面、何段階かに分かれまして、最後にはグループで意見をまとめるというところまでいきませんが、感想を述べあったりして終了ということになります。 |
| ○高山委員 | そこには民間の人は検査官としていらっしゃらないのですか。 |
| ○教職員課長 | 入っておりません。支援課、教職員課の職員が7、8人に2人ずつついて評価しています。 |
| ○高山委員 | それは県の採用試験にはなかったのですか。新潟市独自のものということですか。 |
| ○教職員課長 | おっしゃるとおりです。 |
| ○委員長 | ほかにございませんか。 「教員採用選考検査」について、非常に気を使う内容ですが、これからも引き続き新潟市民に指さされることのないよう重々検討して進めていただきたいと思います。よろしく願います。 |
| ○教職員課長 | ありがとうございました。 |
| ○委員長 | 続いて、今年度の「教育フォーラム実施計画」についてお願いいたします。 |
| ○教育総務課長 | 資料の6ページでございます。教育フォーラムについてご説明申し上げます。 新潟市の教育施策の先進性や学校の創意工夫をアピールすることで、教育ビジョンの着実な実行を促す機会とするために、今年度も10月31日午後2時20分から午後5時まで、新潟市民プラザにおいて開催いたします。 |

内容・構成といたしましては、教育ビジョンで目指す子どもの姿を具現するために、特色と創意のある教育活動を推進している「オンリーワンスクール」の実践を紹介し、それらの実践に基づいて、「わたしたちが創る「明日も行きたい学校」創ろう！オンリーワンスクール」といったテーマでパネルディスカッションを行い、新潟市が目指すべき学校像を具体化・共有するとともに、教職員・保護者・市民が取り組むべきことを明らかにしたいと思っております。

さらに、パネルディスカッションの内容を受けて、大阪教育大学の学長であります長尾彰夫さんから、これからの時代の学校づくりについて講演をいただきます。教育ビジョンの着実な実行を促す機会としたいと考えております。以上、今年度の教育フォーラムの実施計画についてご説明させていただきました。

○委員長 10月31日の金曜日の午後に行われるということですが、何かご質問はございませんか。

○佐藤委員 14時20分から17時00分までのパネルディスカッション、講演の時間配分はどうなっていますか。

○教育総務課長 パネルディスカッションが70分、15分の休憩を受けまして講演が70分という予定でございます。

○佐藤委員 5名で70分は短すぎませんか。普通なら一人大体50分で、あとの20分といっても途中でコメントが入ってしまえば、ディスカッションだとあっという間で、議論をして初めてパネルディスカッションであって、これだと発表会で終わってしまいませんか。逆に講演はいらぬのではないですか。5名のパネラーの人とがっちりディスカッションして、例えば会場から質問をもらうとか、会場との応答をしながらやると中身が濃くなるのではないのでしょうか。

○教育総務課長 パネルディスカッションを受けての講演と考えておりますので、より深く専門的な立場から掘り下げるということを講演では期待しているつもりでございます。

○委員長 オンリーワンスクールの実践の発表をパネルでやるわけですよ。それぞれの学校が持ってくる材料は違うわけです。そのときに絡み合うのかどうかですね。

○教育総務課長 その点につきましては、今の小学校長会の会長、中学校長会の会長とオンリーワンスクールの実施校につきまして、パネラーとしてどなたがいいかということ十分に検討しております。是非内容の濃いパネルディスカッションにしたいと考えて

○佐藤委員

おりますので。

3名ぐらいのパネラーですと70分ぐらいでも何とかできるのですが、5名になりますと、今大体90分から2時間ぐらいかかるのです。講演も50分ぐらいで終わらせて、もう少しパネルディスカッションの時間帯を長くした方がいいのではないかという感じもするのです。

○教育総務課長

検討させていただきます。

○委員長

お願いします。ほかにございませんか。

○高山委員

これは開始時間が14時20分と、前倒ししてもかまわないと思いますが、これは学校の関係ですか。

○教育総務課長

その辺りも関係がございます。

○高山委員

勝手な意見なのですが、実は10月31日にマイスターの授業の発表会があるのです。我々も一応出席を求められているのです。その辺のところの日程調整などについて、今さらしょうがないと思いますけれども、今後の課題として、マイスターの先生方の授業は大きなイベントなのです。全学校の人たちが見に来て、我々も参加するということですので、そういうものと重なっているのも私も迷っているのです。どちらに出た方がいいのかと。そういうこともありますので、そういった意味で、横の情報交換というものを教育委員会でも是非お願いしたいと思っております。

○委員長

講師には既にお願ひして、時間帯ももちろんそうですが、含めてお願ひしてあるわけですか。

○教育総務課長

詳細にわたりましては、これからお伺ひして内容を詰めたいと思っております。

○委員長

その日の約束というのは反故にするわけにはいかないわけですね。

○教育総務課長

この時間帯といえますか、日にちは確定ということでご承知おきいただきたいと思っております。

○委員長

教育委員会内の横のつながりが悪かったんですかね。今後もこともありますので、十分気を付けていただきたいと思っております。他によろしいですか。

それでは、一人ひとりの発表時間等もどうなるのか、変更ができるかどうか検討していただきたいと思っております。ご苦労様でした。

続いて、奨学生の選考結果についてお願いします。

○学務課長

学務課でございます。今年度から一般の奨学金に加えまして、社会人向けの奨学金制度を創設いたしました。一般向けと社会

人向け共に、「市報にいがた」や市のホームページに掲載したほか、学校や区役所などに募集要項を配置して、6月16日から7月15日まで申請を受け付けました。選考委員会を開催し、奨学生の選考が終わりましたので報告させていただきます。7ページをご覧くださいと思います。

選考委員会は7月31日に開催いたしました。選考委員は(2)の5名の方にお願ひし、選考基準に基づき可否を決定していただきました。選考結果は2に記載のとおりで、一般の新潟市奨学金では145人募集のところ145人の申請がありました。選考委員会では学力基準に達していなかった7人を除き138人を候補者といたしました。

また、社会人奨学金では30人募集のところ7人の申請があり、全員基準に達しておりましたので、7人全員を候補者といたしました。候補者の方は、現在誓約書など必要書類の手続き中でございます。なお、選考基準のうち一般の奨学金は昨年と同じでございますが、新たに創設した社会人奨学金の選考基準について説明させていただきたいと思います。

所得基準は本人が社会人であることから、日本学生支援機構の大学院生の基準を持ち、学力基準については卒業後年数が経過し、成績証明書が発行されない場合があることから、作文によることといたしました。

下の◎の取得についてのところについて、説明させていただきます。新潟市の奨学金制度では、経済的支援の必要性を判断するため、取得基準を設けておりますが、制度を作る段階では高校から大学までは修学資金を負担すると思われる保護者の負担能力、大学院は大学卒業後の本人の収入が前年と大きく変わらないであろうと想定して、所得証明書が発行される前年の収入を用いて判断するというようにしております。

ところが、今年的一般向け奨学金の申請の中で、市内の勤務先を退職して、県外の大学院に進学した方がおられ、この方の前年の年収が取得基準を超過しておりました。大学院の取得基準は本人の収入で判断いたしますが、このように所得基準を超過していた方が離職して大学院へ進学するというケースは、私どもでは想定しておりませんでした。そこで改めて学務課で取り扱い方法を検討させていただきました。

このため、このことについて7月の定例会にお諮りすることができませんで、選考委員会開催後になりましたことにつきましては、お詫び申し上げます。申し訳ございません

でした。

事務局といたしましては、本人の離職や保護者の疾病・失業・廃業など収入環境が失われ、前年の収入状況と著しく異なるということは、社会においてはかなり起こりうることで考えております。この場合でも、もし前年の収入が所得基準以内で、学力基準にも達していれば、そのまま候補者になれるわけですが、今回は前年の年収が取得基準を超えていて、その収入基準が著しく変化した場合をどう取り扱うかという課題でございました。

本市の奨学金の目的にひるがえって考えてみますと、就学のために経済的に困難な方を支援することで教育の機会均等と本市の発展に資する有能な人材を育成するというのがございます。この目的に沿うために私どもで考えました結果、離職などの理由で失われた収入環境での収入によって、所得基準の判断をすることは、就学のために経済的支援を求めている方にとっては不合理ではないかと考えました。このことから制度を拡充して、成績基準に達していて、前年の収入が所得基準を超過している場合で、前年の収入の状況と著しく異なる場合には、申請時の状況によって判断することとさせていただきたいと考えております。これが所得についてのうちのただし書きの部分であります。

今回の方は平成19年の収入が基準を超過しておりましたが、前勤務先からは退職承認通知が出されており、前年の収入状況が失われていることが明白でございます。また、県外の大学院に就学していることから、前年でなく申請時の状況で判断することとさせていただきたいと思っております。

選考委員会では保証人から現在無職・無収入である旨の申し出が文書で出されておりましたので、年収ゼロ円とみなして、収入基準を満たしているものと判断していただきました。また、学力基準にも達しておりますので、このような取扱いについて、この場でご承認いただければ、正式に候補者とさせていただきたいと考えております。

このほか選考委員会では、離職の場合の確認候補について、さまざまなご意見、ご質問がございました。また、今回学力基準に達していない方が何人かおられましたので、学力基準に達していない方の申請を減らす方法について、何か工夫ができないかというご指摘もいただきました。これらにつきましては、来年度の募集に向けて検討してまいりたいと考えております。

ここで社会人奨学金の候補者の状況についてご説明します。8ページの資料をご覧ください。表の見方でございますが、現在、在学している学校種と学部、学科、学年、現在の年齢、在籍校に入学した年、最終学歴と卒業年、直近の職歴を記載してございます。

最高年齢は1番の33歳の方、学歴で古い方は2番の平成8年に高校を卒業された方でございます。5番の方は直近の職歴としてはございませんけれども、アルバイト歴があるというお話でございました。

なお、社会人奨学金につきましては、選考委員会では今後、この方々がキャリアアップしたあとにどのように夢を叶えていけるのか、そういう部分についても見ていきたいというご意見をいただきました。以上で、奨学生選考についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

まず、奨学金をもらいたいというお話でございますが、それは7ページ一番下の問題です。前年の収入が規定額を超えているけれど、退職したために無収入になるという人も対象にしたいということよろしいですか。

○学務課長

さようでございます。

○委員長

まず、そのことを決めたいと思いますが、それは決めていなかったということなのですが、奨学金の趣旨を考えるとそのようになるのではないかということで、これについては承認したいということですがいかがでしょうか。事務局の方では承認したいということですが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○高山委員

それはいいと思いますけれども、例えばただし書きに該当する方は1から7番の何番の方ですか。

○学務課長

この方は一般の方なので、1番、7番は社会人奨学金の方でございますので、1番、7番には入ってございません。一般の選考結果の中で申請数が大学院で11名いらっしゃいますけれども、この中に入っておられるということです。

○委員長

社会人枠ではないということですね。

○学務課長

社会人ではなくて、一般の方です。一般の方は新潟市に帰ってきて就職されますと、返還額の減額分もございますので、成績が優秀で成績証明が出る場合にはこちらの方が有利だということで、私どもとしてはこちらをお勧めしているところでございます。

○委員長

その方は県内におられるわけですか。

| | |
|-------|--|
| ○学務課長 | 今、県外におられます。 |
| ○委員長 | 戻ってきて大学院を受けたいということですか。 |
| ○学務課長 | いえ、新潟市におられたのですが、県外の大学院に進学されておられます。 |
| ○委員長 | 就職が新潟市になるということですね。 |
| ○学務課長 | そうです。もし戻ってこられますと、返還額の減額が利くということでございます。 |
| ○委員長 | 一般の奨学金に該当する人だそうですが、大学院です。よろしいでしょうか。 |
| ○高山委員 | 400万円ぐらいの収入があったものをやめて、大学院で勉強を続けるための奨学金がほしいと。要項は特に問題ないと思いますが、この人の考え方が余りにも分からないなということです。勝手なことで申し訳ありませんが、一応、面接をされたわけですか。 |
| ○学務課長 | いけ、これは書類選考です。 |
| ○高山委員 | 基準適合外とありましたね、合計7件これは。 |
| ○委員長 | 少しお待ちください。今の承認はそれでよろしいですか。そのただし書きのところを承認するということで準備をしてください。 |
| ○高山委員 | 基準適合外7件の具体的な内容はどのようなことですか。 |
| ○学務課長 | 例えば高校ですと学力基準が中学校の平均が3.0以上と決めてございますが、それが2.7であったり、2.9であったりということでございます。そういう方が6名おられまして、お一人大学院の方で作文の提出を義務づけておりますけれども、作文につきましては800字から1,200字という規定を設けてございます。この方は404字しか書いてこなかったということで、選考委員会で基準外であるという判断いただきました。 |
| ○高山委員 | そういう人はほとんどが学力に問題がありということで、経済的な理由で決めたということではなかったのですね。 |
| ○学務課長 | もともと新潟市の奨学金の所得基準のつきまちは、日本学生支援機構の基準を基にしております。日本学生支援機構の基準はかなり高収入の方まで奨学金が借りられるような形をとっておりますので、定収入の方については、まず全員が大丈夫です。ただし生活保護を受けておられる方については、現実には難しい部分がございます。というのは、高校生のときには生活保護費から授業料が出されますので、それに新潟市の奨学金は学費を対象にしているために、二重に支給するような形になりますので、そういう場合はだめだと。それ以外は低所得であれば、 |

○委員長

該当するという取り扱いをしております。

よろしいでしょうか。

○高山委員

社会人の場合 30 人募集していたわけですが、7 人しかいなかったと。予算が余ったものはどうなるのですか。

○学務課長

30 人の枠を想定したのは、昨年一般の奨学金を募集したときに、社会人に想定しています 23 歳から 50 歳までの方が 20 名ほどおられました。23 人だったと記憶しておりますけれども、その結果、30 人という枠を設定いたしました。今回も社会人の方で申請された方は 7 人ですけれども、一般の方で申請された方が 14 人おられまして、やはりこの年齢層ということで考えますと 21 人おられまして、それなりの需要はあるものと思っております。

今回は、第 1 回目ということで、制度の浸透がまだ進んでいないのかもしれないので、来年度は制度の周知についても図ってまいりたいと考えております。

○高山委員

来年度も募集人は 30 人ということですか。

○学務課長

予算当局と相談になりますが、その程度を確保したいと考えています。

○高山委員

今年度、せっかく確保したのでですから。

○委員長

今年度の場合、一般と社会人含めて、総額どれぐらいになりますか。

○学務課長

一般の方の新規分としましては 5,120 万円、社会人の方としましては 260 万円を予定しております。

○委員長

それでは、奨学金についてはよろしいでしょうか。ご苦労様でした。

続いて、不登校児童生徒の状況についてお願いします。

○学校支援課長

不登校児童生徒の状況がまとまりましたので報告させていただきます。

まず、最初に 1 の年間 30 日以上欠席の不登校の状況についてであります。過去 3 年間の不登校児童生徒数は小学校で平成 17 年度が 153、平成 18 年度が 129、平成 19 年度が 126 と減少傾向にありますが、中学校は増加傾向にあるということでございます。平成 17 年度の 633、平成 18 年度が 655、平成 19 年度が 693 ということでございます。

また、学年ごとの状況につきましては、そのグラフのような形になっております。特に小学校の 6 年生から中学校 1 年生にかけて急激に不登校児童生徒が増加する中 1 ギャップが大きくなっているということでございます。

区ごとの発生率ということでございますが、真ん中の表でありますけれども、一部は訂正がございましたので訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。全国のところでございますが、小学校が 0.3 となっておりますが 0.34、中学校が 2.77 のところを 2.91 ということでご訂正いただきたいと思っております。発生率を区ごとに比較してみますと、小学校では南区、中学校では東区が高くなっております。特に東区では不登校のきっかけとして「家庭の生活環境の急激な変化」あるいは「親子関係をめぐる問題」が他の区に比べて高いという特徴も見られるということでございます。

続きまして、「新潟市の不登校対策」ということでございますが、平成 18 年度から次の三つのねらいによって、不登校未然防止中学校区プロジェクトに取り組んでおります。一つ目が月 3 日の欠席を目安にすべての児童生徒の欠席状況をきめ細かくとらえる、二つ目が学校と教育委員会が情報連携・行動連携を密にして一体となって取り組む、三つ目が同一中学校区の小中学校で不登校傾向児童生徒の情報を共有し、連携して対応するというところでございます。

具体的な取り組みとしましては、月別欠席一覧表による欠席日数の確認あるいは報告、小・中連携支援シートの作成と活用、個別支援シートの作成と活用ということでございます。

また、3 番「中 1 ギャップ解消する具体的な取組」ということでございますが、先ほど説明しました不登校未然防止中学校区プロジェクトに加えて、(1) から (7) の取組を進めておりますけれども、これらの取組を通しまして学校が児童生徒にとって魅力があり、そして絆づくりの場である、あるいは心の居場所となることが大切であると考えております。

○委員長

不登校の問題、最近増えてきて問題になるなと思ったわけですが、いかがでしょうか、何かご質問、ご意見ございませんか。

○佐藤委員

不登校では、小学校で南区、中学校で東区と出ているのですが、中学校でも南区は 3.08 ですが、逆に言えば 2 番目に高い数値になっているのですが、その辺は南区に見られる何らかの特徴とか、あるいは例えば小学校のときに不登校になってしまっ、中学校もずっと不登校だという、いわゆる小・中連続で不登校になっている人というのは、どのような形で調査されているのか、その辺はいかがですか。

○学校支援課長

小学校のときから不登校生徒の子どもたちに対して、さまざまな対応ということで進めておりますけれども、基本的には累

積まれていく傾向があるということでございます。また、高学年に上がるにしたがって、新たな不登校の子どもたちが出てくるという状況もございます。

区ごとにとということもございますけれども、特に区ごとにとという形での分析の方はしていないという状態であります。

○佐藤委員

東区ですと不登校のきっかけとして「家庭生活環境の急激な変化」とことで考えることはリストラとか、離婚などが考えられるのですが、親子関係の問題というのは、具体的にどういう問題なのでしょうか。

○学校支援課長

家庭の状況も含めまして、なかなか親子での会話がうまくいかないとか、あるいは親子で気持ちがなかなか通じていかないといったような状況が見られるということもございます。

○佐藤委員

東区の場合は突然、中学校になると極端に増えていくと。それが中1ギャップという、いわゆる小学校から中学校にいったときの環境の変化に本人が対応できないという問題と、親子関係の問題ということが、きちんと分けて対策が練られないと対処のしようがないのではないかという気がするのですが、その辺はどうなのでしょうか。

東区の場合は 0.15 から 4.79 と突然増えるということは、中1ギャップだけの問題なのか、それとも東区の問題、親子関係による問題が先にあるか、それが中1ギャップという答えになっているのかということなのです。その辺はどうなのでしょうか。

○学校支援課長

さまざまな複合的な原因というような形になっているのではないかと思いますけれども、例えば東区において児童虐待に関する件数が多くなっているというような状況から、さまざまな意味でなかなか中学校に入って親子関係がうまくいかない。特に思春期を迎えるという時期になって、小学校のときのような形できめ細かく学校等も対応しているわけですがけれども、思春期になってなかなか本人の気持ち、それを受け入れる体制はとられづらくなっているのではないかという形で考えております。

○佐藤委員

そうすると、どうもこの対策というのは果たして適切なのか。特に親子関係のDVに関する問題であるならば、中1ギャップを解消する具体的な取組の1番から7番にまでに関しては、おそらく解決の対策にはならないのではないかという気がするのです。その辺はもう少し分析をして、対処の仕方というものがある程度細かくやっていただいた方がいいのではないかという

気がするのですが、恐らく親子関係のDVの問題であれば、学校の先生がかかわることができるのかどうか、この辺のところも大きな問題だと思うのです。

○学校支援課長

東区の児童虐待が多いということであって、あくまでもその子どもたちが家庭において、親子関係がうまくいっていない面もありますけれども、虐待を受けているということでもございませんので、そういった背景にある子どもたちもいるということについては、個々の子どもたちのことでありますので、小学校と中学校との連携であるとか、あるいは学校が子どもたちにとって楽しいと言える状況を作っていくということも大切なことでありますので、また、佐藤委員のご助言も生かしながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○高山委員

今のことに関連して、東区並びに南区が多いということに対して、特別の施策が必要だと思うのです。つまり新潟市の不登校対策というものは立派だと思います。このとおり進めていただきたいのですが、特に東区はこれだけ高い数字を示しているのであれば、東区に対する支援というものを教育委員会としても目を向けていく必要があると思っております。

それは家庭問題に踏み込んでいくといろいろな障壁はあるかも知れませんが、やはり東区の校長会なら校長会から、こういう状況を厳しく認識していただいて、ではどうするかということ現場の先生にもしっかりと考えていただきたい。いろいろな要素があることは大体分かりますけれども、ただ、それを放っておくというのではなくて、少しでも改善するように、市全体とは違った東区なり南区の不登校体質というものを区の先生方に考えていただき、そしてまた教育委員会も特別に支援していくという体制を組んだ方がいいように思います。

○委員長

私も東区に住んでいるのですが、大変よく分かります。多分多いだろうと思っていました。むしろ小学校が少なくて不思議なぐらいです。

不登校の原因というものは、本当に多様にわっています。やはり中でも大きいことは、経済的な家庭環境が非常に大きいかと思っております。それによって親の態度が違ってくると。そして家庭内暴力等もありますし、生活保護等もありますし、そういうことからくるいじめ等があり、学校に行きづらくなるということ。このような関係、これは生活程度に問題がある前に起こりやすいということで、その一端として離婚も大変多いのです。片親の子どもが多いのです。

私は中山小学校の校区におりますが、周りを見るとそういう家庭というのでしょうか、県営住宅あるいは市営住宅、そういうものがたくさんあって、少し生活のレベルが落ちているということを感じています。そういうことを是非、細かく調べていただきたいと思います。

不登校の原因を細かく調べていただいて、学校と共有するのはもちろん教育委員会ですから、子ども課とどうなっているのでしょうか、福祉課とどうなっているのでしょうか、そこどうなっているのか。その関係が実は非常に大きな働きをしているのではないかと思います。新潟市はそのためにこども課を作ったわけですね。是非、そこを相談をして、連絡会等を地域に持つような形をとって行って、対策を練っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

不登校の問題は話し出すときりのない大変大きな問題かと思うのですが、よろしくお願いします。

それでは次にまいります。新潟市立図書館条例施行規則の化成に伴うパブリックコメントの実施について。

○中央図書館課長

中央図書館でございます。中央図書館は昨年10月に開館いたしました間もなく1年になりますが、改善すべき事項が出てきましたので、見直しを図るものでございます。また、規則改正にあたりまして、広く意見を募るため、パブリックコメントを実施いたします。では、資料の10ページをご覧くださいと思います。

はじめに(1)の広域利用の実施についてでございますが、現行の個人貸出を利用できるものに、図書館の相互利用に関する協定を締結した市町村に居住する者を加えるものでございます。旧新潟市では個人貸出の範囲を市内居住者のほかに市内への通勤者、通学者に限定してきました。一方、合併前の豊栄市などで隣接市町村の住民に対し、個人貸出を行っていましたが、合併時の制度調整により今年度から旧新潟市の制度に統一いたしました。この間、豊栄市の図書館を利用していた阿賀野市をはじめとする近隣自治体の住民から本市の図書館を利用したいとの要望が寄せられております。

また、現在本市の住民が阿賀野市や五泉市の図書館を利用している実態があります。これらの状況を踏まえまして、個人貸出の範囲を拡大し、利便を図るものでございます。

2点目につきましては、視聴覚資料の貸出期間を7日間から14日間に変更するものでございます。これは中央図書館の開館

当初、視聴覚資料の蔵書数が少なかったことなどから7日間に設定いたしました。短すぎるとの声もあり、雑誌と同様に14日間に統一するものでございます。

3点目ですが、中央図書館の3階にある150人収容の多目的ホールは、図書館の主催事業がないときに市民団体等に貸出を行っております。その利用許可申請の受付は1か月前としていますが、1か月前では広報等の期間が十分確保できないために、イベント等の実施が難しいことから、それを3か月前に変更するものでございます。規則改正については以上でございます。

2のパブリックコメントの実施についてでございますが、この規則改正にあたりまして、広く市民の意見を求めるために、「新潟市民意見提出手続条例」に基づきまして、パブリックコメントを下記の9月1日から1か月間実施いたします。その後、寄せられた意見を踏まえまして、改正案を再検討し、10月の教育委員会定例会に議案として提案する予定でございます。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長

図書館条例施行規則を改正したいと。ちょうど1年経っているいろいろな問題もあるので修正していきたいということです。この件についてパブリックコメントを実施していくという提案がございしますが、何かご質問はございますか。

○佐藤委員

これは阿賀野市だけではないわけですね。

合併前の豊栄市の本を新潟市民に貸出していたということですよ。それは白根なども例のあることではないのでしょうか。

○中央図書館課長

合併前の図書館では白根市や月潟、潟東も住人以外の人に個人貸出を行ってございましたけれども、合併によって新潟市になったわけですが、豊栄市の個人貸出につきましては、豊栄市に隣接する市町村は何市もございましたけれども、その市に居住する方々に個人貸出を行ってございました。

○佐藤委員

阿賀野市だけが限定ではないということですね。

○中央図書館課長

そうです。

○佐藤委員

この文書だと阿賀野市など近隣自治体となっているので、改正理由はパブリックコメントではでないのですか。

○中央図書館課長

一応、今のところ新発田市と五泉市からは相互協定を結んでもいいというお話をいただいております。その他の市町村につきましては、今、打診中でございます。

○佐藤委員

視聴覚資料貸出というのはなぜ短いのですか。

○中央図書館課長

今まで、旧新潟市では生涯学習センター図書館だけが視聴覚資料を蔵書するという計画でございましたが、中央図書館開館に

| | |
|----------|---|
| | あたりまして、中央図書館にも視聴覚資料を集めると、そして提供するというので、オープン当初はまだ蔵書点数が少のうございまして、回転をよくするために、一応7日間ということで短くさせていただいておりました。 |
| ○佐藤委員 | もともと14日間ですか。 |
| ○中央図書館課長 | もともとは7日間です。 |
| ○佐藤委員 | これはDVDとかビデオとかCDとかですよ。 |
| ○中央図書館課長 | ただ、図書・雑誌が14日間ですので、一緒に借り来られた方が。 |
| ○佐藤委員 | 面倒くさいと。 |
| ○中央図書館課長 | そのようなご要望が多いものですから、蔵書点数も少し増えてきましたので、便を図るということで考えております。 |
| ○高山委員 | 実際に阿賀野市、五泉市などの自治体から要請を受けたと書いてあるのですが、どういう形で来ているのですか。 |
| ○中央図書館課長 | 市長への手紙や図書館だより、あるいは新聞への投書等がございます。 |
| ○高山委員 | 相互協定を結ぶと新潟市の人、例えば阿賀野市の図書館とか、これも利用できるということですね。 |
| ○中央図書館課長 | 今、阿賀野市では新潟市全域を向こうの方で個人貸出を規則でやったださっているのです。 |
| ○佐藤委員 | パブリックコメントをいちいち聞くような内容なのですか。 |
| ○中央図書館課長 | 相互利用協定については、蔵書数の規模の図書館によっては、設置している自治体の住民のサービスを低下するのではないかという考え方も一方でございますので、広く意見を募るということにさせていただきたいと思っております。 |
| ○高山委員 | もう一つ、多目的ホールですが、この稼働状況はどうですか。 |
| ○中央図書館課長 | 1日単位で数えますと、オープンした10月からこの5月までで3割ぐらいでございます。ただ、オープン当初は主催・共催事業が多ございましたので。 |
| ○高山委員 | そうすると、一般の方が利用していたださっているというのはもっと少ないわけですね。 |
| ○中央図書館課長 | 大体、9割が主催・共催事業でございました。 |
| ○高山委員 | これは一般の人が利用する場合、おいくらなのですか。 |
| ○中央図書館課長 | 2時間単位で貸し出してございまして、一コマ900円になっております。 |
| ○高山委員 | 今は1か月前受付ということですね。例えば3か月ぐらい前に決まっているのですが、申し込みますと、1か月前まで待っているわけですか。それでもし重なれば抽選だとか何かあるの |

ですか。

○中央図書館課長

今までそういう事例はございませんでしたけれども、待っていただく形になります。

○高山委員

りゅーとぴあは1年前なのです。これは余りにも早いのではないかと思います。イベントをやろうとする人は早く会場をおさえたいという思いがありますので、3か月とか6か月くらいがいいと思いまけれども、1か月前となると何もできませんね。

○委員長

それでは提案どおり、規則改正及び施行規則の改正を行うために、パブリックコメントを実施するということです。

以上で、報告を終わります。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

9月定例会は、9月2日（火）午前9時半から、10月定例会は10月8日（水）午後1時半からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後3時50分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(議案第18号 職員の人事について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員